

普及だより たむら

～地域の担い手特集号～

No. 216

2017.3

編集・発行

福島県中農林事務所田村農業普及所

田村郡三春町大字熊耳字下荒井176-5

TEL (0247) 62-3113(代)

FAX (0247) 62-6069

ホームページ

田村農業普及所

検索

～新規就農者編～

新・農業人フェア、ふくしま大交流フェアに出展！

田村地域の新規就農者を増やそうと、市町、JA、JA出資型法人、普及所等で構成する「たむらの新・農業人サポート協議会」では、11月12日、2月18日に新・農業人フェア（東京会場）、12月23日にはふくしま大交流フェアに出展しました。新規就農を志す若者が全国から集う会場で、延べ25名の方に地域農業の状況や就農支援策等就農相談を行いました。就農を前向きに検討する相談者が多く、今後は現地説明会等で就農を具体化することとしています。協議会では、毎年2回程度首都圏イベントに新規就農者の相談ブースを設け、田村地域への就農を推進、情報発信していきます。



新・農業人フェアでの相談

たむらの新・農業人基礎講座を開講しました！

普及所では、技術面で不安を抱える新規就農者を応援するため、「土壌・肥料」、「農業適正使用」、「病虫害・雑草防除」、「植物生理」、「経営」の基本技術についての講座を計3回実施しました。延べ15名の参加者があり、新規就農者の多くからは、これをきっかけに自身で勉強していきたいと、前向きな意見が多く聞かれました。今後も、普及所では、農業者のニーズに合わせた講座を開催していきます。



基礎講座の様子

～地域と共に歩みだした新規就農者をシリーズで紹介していきます～

田村地域新規就農者紹介（第1回） 三春町：佐久間 保雄氏 45歳（就農1年目）



佐久間さんは他産業（飲食関係）に勤めていましたが、一念発起し昨年5月に父の経営を継承する形で就農しました。新たにハウスを導入し、これまでの露地きゅうりに加えて、抑制や半促成栽培に取り組むなど就農直後から積極的な農業経営を展開しています。平成29年度からはパソコン記帳に取り組み、栽培だけでなく、経営についても意欲的に学んでいます。また、法人化も視野に入れ、地域の農業を活性化したいという強い気持ちで農業に取り組んでいます。

～認定農業者編～

「認定農業者制度」とは？

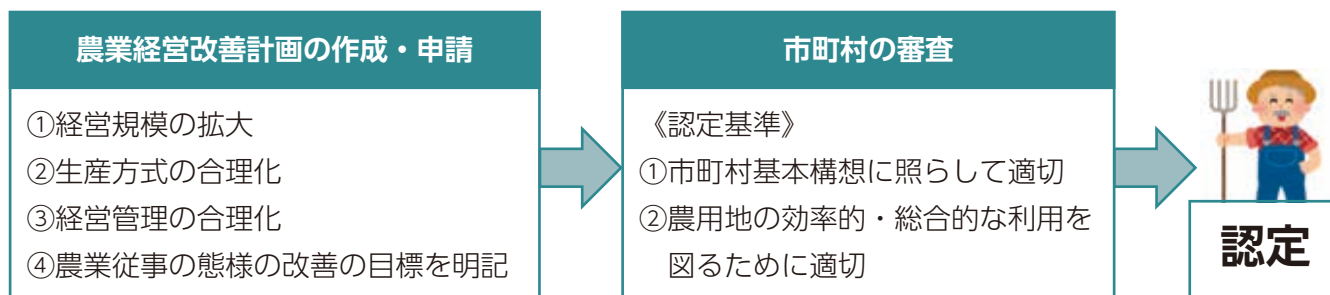
認定農業者制度は、自ら経営の改善を図ろうとする農業者が5年後の目標を示した「農業経営改善計画」を作成し、市町村が認定する制度です。



認定農業者への支援措置

経営所得安定対策	畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)と米・畑作物の収入減少影響緩和対策(ナラシ対策)に加入できます
資金の融通	低金利のスーパーL資金・農業近代化資金を借りることができます。
農業者年金保険料の助成	認定農業者で青色申告者であれば保険料の国庫助成があります。

認定農業者申請の流れ



市町村・普及所・関係機関による支援

市町村や普及所では、農業経営改善計画の作成等に係る支援を実施しています。また、認定後、農業経営改善計画の目標達成に向け、経営改善に関する相談や研修等による支援活動を行っています。また、家族経営協定締結後の共同申請も可能です。

家族経営協定を締結しませんか？

家族経営協定とは、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるものです。家族経営協定をきっかけとし、目指す農業経営の姿や、意欲的に働くことが出来る環境整備について家族間で話し合うことが、農業経営の改善に繋がります。

<協定締結後の効果>

- ① 経営方針を家族全員で共有でき、経営発展への意識向上した。
- ② 経営以外のことも話し合う機会が増え、協力し合うことで結束が高まった。
- ③ 役割分担や就業条件の取り決めで経営の合理化が進んだ。
- ④ 部門を任せられ、以前より責任とやりがいを感じる。
- ⑤ 気持ちと時間に余裕が生まれ、研修や地域活動に参加しやすくなった。

認定農業者・家族経営協定に興味がある方は、普及所または各市町にお問い合わせください。

～集落営農編～

「株式会社ほりこしフォーライフ」設立！

田村市船引町堀越地区では、ほりこし創生会、堀越営農組合、堀越生産組合の3組織で県内でも数少ない2階建て方式による集落営農に取り組んできました。しかし、担い手不足や組織自体の高齢化により体制の見直しが求められ、平成27年9月から翌年3月にかけて「堀越地区の持続的農業を考える会」でワークショップを行い、法人化と組織再編が必要との結論に至りました。そのため、新たに3組織の代表者から成る「営農組織法人化作業部会」を立ち上げ、その具体策について幾度となく話し合いを重ねてきました。この2月に組織再編の第1段として「希望のある・活きる・継ぐ農業」を経営理念に持つ、(株)ほりこしフォーライフが設立されました。

集落内の課題や目標、集落の将来のあり方など、ワークショップや勉強会の開催する際は、普及所までお気軽にご相談ください。

※ワークショップとは、参加者が問題解決のために自主的活動方式で行う講習会をいいます。



「堀越地区の持続的農業を考える会」でのワークショップ

農地中間管理事業を活用してみませんか？

本事業は農地中間管理機構（福島県農業振興公社）が、地域内の分散した農用地を借り受け、担い手にまとまりのある形で長期間貸し付ける事業です。集落営農を進める際は、有利な事業となっています。普及所には、機構から地域マネージャーが派遣され、アドバイスを行っています。お気軽にご相談ください。

【連絡先】農地中間管理機構地域マネージャー 吉成一郎 電話：080-3754-3067

三春ブルーベリー倶楽部が豊かなむらづくり顕彰を受賞！

地域一体となり、ブルーベリーを三春町の新たな特産品に育てた実績が認められ、三春ブルーベリー倶楽部が豊かなむらづくり顕彰を受賞されました。

三春町のブルーベリーは、耕作放棄地解消を目的に平成14年より植栽が始まり、倶楽部員の努力により震災も乗り越え、現在は8名の生産者で約6.5haの産地となっています。一昨年は全国産地シンポジウムを開催し、その知名度は全国区！摘み取り園を始め、直売やゆうパック、更にはリキュール等の加工品や学校給食を通して消費者に届けられる三春の美味しいブルーベリーは、地域の誰もが認める逸品です。皆様の地域、集落でも新たな“ものづくり”をすすめてみませんか？



三春ブルーベリー倶楽部

～今年度の取り組み実績編～

ソーラー自動灌水システム導入で収量10%以上UP！

今年度初めて管内において、水分不足となりがちな盛夏期に効果が期待できる自動灌水システムが導入されました。普及所では、県の補助事業活用によりピーマン、さやいんげんにおいて実証ほを設置し、効果的な稼働方法や効果を検証しました。その結果、さやいんげんにおいて11%、ピーマンにおいて14%の増収効果が得られ、また、今年度導入者へのアンケートによると、導入したほとんどの方が灌水作業の省力化や増収効果を実感する結果となっています。夏秋品目の安定生産、収量向上を図る有用な技術ですので、次年度の導入をぜひ御検討ください！



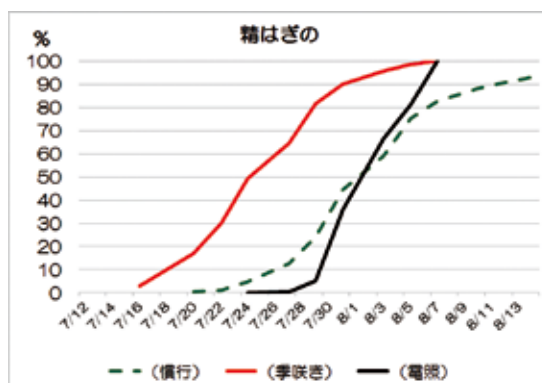
実証ほの様子（さやいんげん）
※右側の畝が試験区

露地電照でコギクの開花調整を！

田村地域では8月盆用に「精はぎの」が多く作付けされており、今までは植物成長調整剤で開花調整を行ってきました（慣行栽培）。8月盆需要期にコギクを一層計画的に出荷するために、今年度に露地電照（5/10～6/20）による開花期調整実証を行いました。

H26～28の慣行栽培と、H28の開花調整を行わなかった栽培（季咲き）、電照処理による栽培（電照）の出荷実績をグラフにしました（縦軸には出荷総本数を100としたときの割合を表示しています。）。7月中の出荷がH28の慣行栽培で45%、季咲き栽培で90%であるのに対し、電照栽培では36%と出荷が抑えられ、電照の開花抑制効果を確認することができました。

コギクは、8/1～10までの出荷が価格的にも有利といわれており、今回の結果を踏まえて、より有利な販売時期に出荷できるよう、電照期間を精査したいと考えています。



「精はぎの」出荷実績割合

今、ブームになっている“エゴマ”栽培してみませんか？

田村地域では昔から伝統的な食材「じゅうねん」として栽培されています。近年、機能性成分の注目により、全国から問い合わせが増えていきます。また土地利用型作物として、遊休農地の解消が期待できる品目でもあります。

今年度、田村市ではエゴマ機械化生産体系の現地実証が行われました。労力軽減等の効果を確認することができ、慣行の栽培方法と同等の収量が得られました。

エゴマ栽培取り組み希望の方は、J A、普及所までご相談ください！



収穫直前のエゴマ